

(介護予防)訪問リハビリテーションサービス事業 重要事項説明

1. 事業者の概要

事業所名 石和共立病院 訪問リハビリテーション事業所
所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬 6 2 3
管理者 太田 昭生
介護保険事業所番号 1 9 1 1 8 1 0 0 2 4
連絡先 0 5 5 (2 6 3) 3 1 3 1
提供するサービス (介護予防) 訪問リハビリテーション
サービス提供地域 笛吹市、甲府市
ただし中山間地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法、豪雪法、辺地法）に該当する地域は除く。中山間地域へのサービス提供においては、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する。

第三者の評価の実施状況 無し

2. 営業日・営業時間

毎週月～金曜日 午前 8 : 5 0 ～ 午後 5 : 1 0

第 1 ～ 3、5 土曜日 午前 8 : 5 0 ～ 午後 1 : 0 0

土曜日は主に電話での相談・連絡または振り替え等の予備日とします。

ただし第 4 土曜日、日曜日、国民の祝日、メーデー（5 / 1）、年末年始（1 2 / 2 9 ～ 1 / 3）は休業とします。

3. サービス提供の主な内容

通院困難な要支援・要介護者に対し利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問して必要なリハビリテーションを行うことによって心身の機能の維持回復を図ります。

4. 職員体制

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 名以上（常勤兼務）

5. 利用料等

指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合（1 ～ 3 割）に応じた額の支払いを受けるものとなります。

なお、法定代理受領以外の利用料について、次に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、次の額とし、その実費を徴収します。通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの距離（片道）が、1 k m を超えるごとに 5 0 円 + 税。当事業者では毎月 1 0 日過ぎに前月の利用請求額を利用者に提示いたします。

6. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

7. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況、予知情報等の発令の段階で通常の業務を行わない場合があります。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する担当者 在宅リハ室長

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

②虐待防止のための指針の整備をしています。

③従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

④サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 個人情報保護

サービスを提供する上で知ることになった利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中も契約終了後も、第三者に漏らしてはならないものとします。

利用者およびその家族は、利用者およびその家族の個人情報を、居宅介護サービス計画を策定する居宅介護支援事業者との連絡調整やサービス担当者会議、主治医との連携等で使用することに同意します。

11. 相談窓口・苦情対応・虐待防止相談窓口

- ・相談窓口：石和共立病院 訪問リハビリテーション事業所
- ・苦情受付：石和共立病院 在宅リハビリテーション室 室長及び事務長、
患者サービス向上委員会に対応いたします。

連絡先 0 5 5 (2 8 3) 3 1 3 1

- ・公的機関の苦情受け付け場所

山梨県国民健康保険団体連合会 0 5 5 (2 3 3) 9 2 0 1

甲府市役所介護保険課 0 5 5 (2 3 7) 5 4 7 3

笛吹市役所長寿推進課 0 5 5 (2 6 3) 1 9 0 3

- ・虐待防止相談窓口

甲府市東地域包括支援センター 0 5 5 (2 3 3) 6 4 2 1

甲府市南東地域包括支援センター 0 5 5 (2 2 3) 0 1 0 3

甲府市南地域包括支援センター 0 5 5 (2 4 2) 2 0 5 5

笛吹市北部長寿包括支援センター 0 5 5 (2 6 1) 1 9 0 7

笛吹市東部長寿包括支援センター 0 5 5 3 (3 4) 8 2 2 1

笛吹市南部長寿包括支援センター 0 5 5 (2 2 5) 3 3 6 9